

平成29年度 第9回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成29年12月11日（月）10時00分～11時30分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	奥委員（会長）、葉山委員（副会長）、岡部委員、菊本委員、木下委員、五嶋委員、津谷委員、中村委員、水野委員
欠席委員	押田委員、田中稲子委員、田中伸治委員、所委員、堀江委員、横田委員
開催形態	公開（傍聴者 14人）
議 題	1 中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価方法書について 2 横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 環境影響評価方法書について
決定事項	平成29年度第8回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

1 平成29年度第8回横浜市環境影響評価審査会会議録確定

2 議題

(1) 中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価方法書について
ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

特に意見無し

イ 委員からの追加質問に係る質疑応答

【奥 会 長】 今回は、答申をまとめるにあたり、審議内容を確認するための「検討事項一覧」を事務局に説明してもらう予定ですが、その前に、前回、御欠席の菊本委員から地盤等に関する御質問を事前にいただいているとのことです。

なお、いただいた御質問は、事業者へ事前にお伝えし、今回、補足資料を用意されているとのことですので、事業者に入場していただき、菊本委員からの御質問をお聞きした上で、回答してもらうということで、進めさせていただきたいと思います。

それでは、事業者の方に入場してもらってください。

(事業者入場)

【奥 会 長】 それでは、まず、菊本委員から、御質問いただけますでしょうか。

【菊本委員】 私はこれまで本件の審議を欠席していたので、事務局から、地盤工学や土木工学の観点から質問した方がよいのではないかと、アドバイスをいただきまして、事前にいくつか質問を出させていただいています。質問は三つあります。

一つ目は地盤の物性に関わることです。当該地区は河川の氾濫原に位置し、軟弱な地盤が堆積している可能性があります。当該地区の地盤物性について教えてください。また、自治体の液状化マップによらず、地下水位やN値によっては液状化する可能性はあるように思います。そのあたりで分かっていることがあれば教えてください。

【事 業 者】 (補足資料 11 を用いて説明)

【菊本委員】	N値がかなり低いことがよく分かりました。液状化は地表から 20mまでの深さで評価しますが、液状化の対象土であるか否かは細粒分含有率が分からないと判定できないと思います。当該地区は Ac2 というシルト混じり層が堆積していますが、液状化対象層から除外されるほどに細粒分含有率が高い地層なのでしょう。
【事業者】	Ac2 層につきましては、先ほどの御指摘がありました細粒分含有率で液状化対象外の判定になっています。As 1 と As2 が対象層ということで、西側敷地につきましては、21 本ボーリング調査をしています。その内の 14 本で液状化の判定を行っています。入力される加速度の大きさに応じて、 F_L 値、 P_L 値が変わってきますが、一部砂層のところでは、液状化の可能性があるということですが、総体で見ますと、全体が大きく液状化になる状態にはなっていない状況です。
【菊本委員】	具体的な P_L 値はどのくらいの値でしたか。
【事業者】	具体的な P_L 値ですが、150Gal 入力値においての値となっていますが、大地震時の 350Gal 入力値まで入れておきまして、最大で 5.25 で、5 を超えてくるのは 1 本だけで、平均で 2.1 程度になっています。ここでは説明していませんが、 D_{cy} 値につきましても算定しておきまして、最大値は先ほどと同じ場所で 4.9cm、全体 14 本の平均で 2.13 という数字になっていますので、数字的には全体的に液状化が起こるような数字になっていないと判断しています。
【菊本委員】	専門的な値が出てきましたので、少しだけ補足説明しますと、 P_L 値は地盤の液状化のしやすさを表していて、10 を超えると東日本大震災でも東京湾岸側で液状化した地点が出ています。今お伺いした数値の範囲で、最大値が 5 程度ですと、おそらく大きな地震でも液状化しないと思います。
	二つ目の質問について伺いたいと思います。粘土地盤がある場合に関わる話ですが、N値が低い軟弱な沖積粘土地盤に、およそ 2m の盛土を行い、31m の建物の建設を予定する場合、直下の圧密沈下が気になると思いますが、当該地区で建設予定されている建物の基礎形式や、圧密に関する情報やお考えになっていることを教えてください。
【事業者】	(補足資料 12 を用いて説明)
【菊本委員】	杭基礎でネガティブフリクションは考えられますが、周辺環境への影響は考えられないので、十分注意して施工していただくと良いと思います。盛土を行うにあたっての地盤改良、圧密の促進をあげていますが、地下水を抜いて排水して、地下水が低下すると、周辺の環境に対して影響することはないか、説明をお願いします
【事業者】	圧密促進方法を行うにあたって、敷地の際まで行いますと周囲に影響が生じるかもしれませんが、敷地境界からの離隔をとりながら、周辺に影響のないように、計画していきたいと考えています。
【菊本委員】	分かりました。最後の質問ですが、盛土の建設と水害について周辺住民も少し懸念されているということで、その点を少し確認しておきたいと思います。当該地は先ほどから申し上げている通り河川の氾濫原で、氾濫時や豪雨時に水害の懸念もあることから、研究施設を守るという観点から盛土を計画されていると思います。それは企業としてはごく自然な発想だと思います。しかし、盛土をするとそこに元々流入した氾濫水が

入らなくなるのですから、周辺環境への影響を懸念しています。事前に調べてみたのですが、埼玉県では昭和 43 年から 1 ha 以上の開発行為に対して調整池や雨水流出抑制施設の設置を指導しており、平成 18 年から条例化されているということでした。まず事務局に伺いますが、行政の立場から開発行為に対して、本件のレベルの盛土を作るという場合に、何か条例などで規制があったり、洪水や水害に対して周囲の環境に配慮してほしいという内容が条例化されているか教えてください。

【事務局】

現在、横浜市環境影響評価条例の手続きと同時に、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」の手続きが始まっています。この条例では、「開発事業者は市長の同意を得なければならないこと」となっており、『同意の基準』が条例第 18 条にあり、同条第 2 項第 5 号に「雨水調整池その他の洪水の発生を防止するために雨水の流出を抑制する施設（雨水流出抑制施設）を規則で定めるところにより設置すること。」と示されています。

市街化の進展による降雨の流出増に伴い、河道等の整備による浸水被害の防止が困難な状況にあり、河道への負担を増加させない措置が必要な河川流域内において開発事業を行う場合に雨水流出抑制施設を設置させているということです。

なお、横浜市では、盛土を行う行為に対して、雨水の流出抑制や溢水等により周辺地域に支障が生じないような対策を行う基準はありません。

ちなみに、神奈川県では「神奈川県土地利用調整条例」があり、その審査指針で「雨水の流出、溢水等により周辺地域に支障が生じないよう必要な調整池、排水施設等の整備など、適正な排水計画が立てられていること」が示されていますが、市街化調整区域など、市街化を抑制すべき地域で一定規模の開発における手続きとなっているということです。

委員からの御質問にありました「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」は「雨水流出量を増加させるおそれのある行為及び過去における洪水の状況を基に湛水（たんすい）することが想定される土地において盛土をする行為に関し、雨水流出抑制施設の設置等の必要な規制を行うことにより、浸水被害の発生及び拡大を防止し、県民の生命、身体及び財産の安全の確保に寄与する」ことが条例の目的となっています。同条例第 3 条に「雨水流出増加行為の許可」ということで、「雨水流出抑制施設の設置をしないと雨水流出量を増加させるおそれがあるもの」に「開発区域の面積が 1ha 以上の開発行為」があり、「知事の許可（協議）の必要」とあります。一方、同条例施行規則第 2 条に「知事の許可（協議）の必要ない行為」として「計画区域の全ての土地が宅地等（宅地、池沼、水路、ため池、舗装された土地及び鉄道線路）である土地で行う行為」とあり、締め固められた土地等の場合には「知事の許可（協議）が必要ない行為」となるということです。本プロジェクトを埼玉県の条例にあてはめると「計画区域の全ての土地が宅地等」となり手続きが不要かと思えます。

【菊本委員】

詳しく御説明いただきましたが、まとめますと横浜市や神奈川県の条例等で、このプロジェクト自体が何か規制を受けたり、指導を受けたりするものに該当するのかどうかという点はいかがでしょうか。

【事務局】

横浜市開発事業の調整等に関する条例に基づいて雨水流出抑制施設を

設置していただく指導をすることになります。(※)

※【横浜市開発事業の調整等に関する条例の所管課からの修正：本プロジェクトにおいては、横浜市開発事業の調整等に関する条例に基づいて1haあたり720㎡の雨水流抑制施設を設置する義務に加え、周辺地域に支障が生じないような対策をしていただく指導をすることになります。】

【菊本委員】 もう1点ですが、横浜市と神奈川県で指導するということなので義務ではないですが、埼玉県など他の水害に対してより厳しい条例に照らし合わせたとき、指導以上に踏み込んだものに本プロジェクトが該当することはあるのでしょうか。

【事務局】 盛土行為の規制については、沼津市の「沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」では市街化調整区域での盛土行為等について、許可や届出、立入りして是正指導、などを規定しています。本プロジェクトにこれらの条例を照らし合わせた場合については、先ほどの埼玉県条例も含めて該当しないと思われま。

【菊本委員】 ありがとうございます。最後の質問として事業者に伺います。新たに盛土をすることにより、周辺住民からすれば、計画地に流れていた氾濫水が流れなくなり、その水が自分たちのところに来てしまうのではないかと気にされるのではないかと思います。それに対し、必ず採るべき措置が条例で定められていないとしても、周辺の住民との関係もありますから、何かしら水害に対して配慮する施設を研究施設の中に備えてあってもいいのではないのでしょうか。そのような水害に対する配慮などはありますでしょうか。

【事業者】 (補足資料13を用いて説明)

【菊本委員】 ありがとうございます。雨水貯留施設があり、大雨や豪雨のときに河川に直接流すことはせず、負荷をかけないように対策をされているということがよく分かりました。基本的にはこの計画内容でも周辺環境に配慮されていると思います。ただ、この規模の施設を街中に作るということで、当該地区が防災に対して強くなるきっかけにもなると思いますので、周辺の住民の方から更に意見をいただいたり、自治体とも相談をしていただき、例えば雨水貯留施設のスペックを可能であれば少し上げるなど、今後、何かしらの計画を住民や自治体とうまく相談しながら進めていただければと思います。

【奥会長】 他の委員から御質問はありますでしょうか。

他に無いようですので、以上とします。御説明ありがとうございます。事業者の方は御退席をお願いいたします。

ウ 検討事項一覧について事務局が説明した。

【奥会長】 只今の説明につきまして、御質問や御意見はありますでしょうか。先ほどの菊本委員からの御指摘はどのように取り扱いますか。

【事務局】 「内水氾濫の対策について」という検討事項の内容として、「総合的な対策を準備書に記載」としていますので、今回の補足資料の内容の記載も検討していただきたいと考えています。

【奥会長】 今は「事業計画」の「内水氾濫の対策について」となっていますが、ここに地盤沈下や液状化を盛り込んで、事業計画全般として総合的な対策を記載していただくということでしょうか。

【事務局】 そのように考えています。

- 【奥会長】 菊本委員、そのような扱いでいかがでしょうか。
- 【菊本委員】 周辺環境との関係ということで言えば、先ほどの質問のうち三つ目が該当すると思いますので、水害に関することは「内水氾濫の対策について」という項目に加えていただきたいと思います。液状化については、先ほどの質疑を受け、その可能性は考えなくてもいいのではないかと思いますので、答申案に入れていただく必要はありません。また、基礎形式については、事業者から説明のあった基礎形式で行い、自分たちの建物が大丈夫であると保証されれば、周辺環境に影響を及ぼすことは考えられないので、三点目だけ付け加えていただければいいかと思います。
- 【奥会長】 分かりました。では、補足資料 13 で説明されている様な内容を準備書段階でしっかりと記載していただくということで、「内水氾濫の対策について」の内容として入れていただければと思います。
- 【事務局】 承知しました。
- 【木下委員】 計画デザインのことについては、今回は配慮しないということでした。方法書段階ではそれでいいかもしれませんが、環境影響評価では、基準に合わせるということだけでなく、菊本委員の御指摘にもあったように、例えば雨水貯留槽の容量を大きくするというようなことは、計画デザインの段階で配慮していけば上手くいくケースもあるだろうと思います。具体的な例を示せなくて申し訳ないのですが、出来るだけそのような方向を目指していただければと思います。
- 【奥会長】 事業者の方にはそのようにお伝えいただきたいと思います。全体に関わる御指摘かと思しますので、検討事項一覧の具体的な項目として入れることは、難しいかと思しますので、基本的な考え方としては木下委員の御指摘の通りだと思いますので、この案件に限らず、計画デザインに組み込んでいくよう事業者の方にお伝えください。木下委員、このような扱いでよろしいでしょうか。
- 【木下委員】 はい。
- 【津谷委員】 内水氾濫の関係で以前にも質問しましたが、浸水を項目選定していないことについて、事業者の説明を聞くと、周囲に対して影響がありそうな予想もできます。項目選定をする必要があるかどうか、専門家の意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。
- 【奥会長】 菊本委員、先ほどの議論とも関連します。お願いします。
- 【菊本委員】 私は土木工学の分野で、液状化や地盤の中の油汚染などを地盤工学を専門としており、浸水について研究する専門家ではありませんが、委員の立場から考えると、懸念のある項目は選定した方がいいのではないかと思います。事務局としてはどうでしょうか。
- 【事務局】 雨水貯留槽に関しては開発関係の条例における同意事項として設置が規定されており、事業者も設置するとしています。ただし、その大きさについては、外部周辺のインフラとの関係も考える必要があります。基本的には下水道に流れますので、下水道の幹線が飲み込みきれない場合には、いくら大きなものを作ったとしても、対応できないこととなります。これは、民間事業者のみで調査・予測・評価することは難しい内容となります。従いまして、今回は技術指針に記載のとおり事業敷地内の影響を扱うこととなります。ゲリラ豪雨等については、環境影響評価の中で議論することは難しいのではないかと考えています。昨今、そのよ

うな事例が多く、他都市の審査会でも議論になっています。行政が行う開発であれば踏み込めることもあります。民間事業者が行う事業に対しては、関係部署と協議をしながら進めていただくとしか言えない状況にあります。

【奥会長】 今日御説明にもありましたように、対策を講じないと言っている訳ではなく、項目として選定しなかったものの、対策の内容を準備書に盛り込んでいくことにより、実質的には浸水に関わる措置も担保されていくことになろうかと思えます。致し方ないという状況ですが、これよろしいでしょうか。

【津谷委員】 はい。

【五嶋委員】 環境影響評価がどの範囲をカバーするのかという点について事務局に質問します。環境影響評価の対象はどのようなものになるのでしょうか。例えば、大気質の問題が検討事項一覧にあります。予測範囲に関して、工事に関わる心配などが背景にあるかと思えます。これは周辺住民が対象になるということでしょうか。

【事務局】 基本的には事業による周辺の住民の方への影響について予測していただきます。本件の大気質の例で言いますと、事業による工事によって生じる大気質の影響がどのようなものになるのかを予測していただき、住民の方や、保育園や病院などの特に配慮すべき場所に対する影響が分かるように予測をしていただきたいと思います。基本的には、人がいるという前提で、周囲への影響を予測していただくということです。

【五嶋委員】 医師という立場から気になったこととして、工事の現場を見学した際に、工事の施工者の塵肺に対する配慮がほとんどないと思いました。作業者はマスクをすることが推奨されています。例えば、トンネル工事内の作業者はかなり塵肺が多いことが知られていますが、このようなものは対象にならないと考えてよいのでしょうか。

【事務局】 基本的には周辺の方への影響が対象になると考えています。事業者側の範囲への影響は、基本的には環境影響評価の対象ではないと考えています。

【中村委員】 労働者に対しては労働安全衛生法で規制されるものと思えます。

【奥会長】 その通りかと思えます。現地視察の際の工事は、元の土地所有者が施設解体をしていたので、本事業者の施工ではないと思えます。いずれにしても、別の法律で規制されているということかと思えます。

他に御意見等が無いようでしたら、これで本日の審議を終了とし、審議内容は議事録で確認していただくことに致します。次回は、検討事項一覧を踏まえて答申案を事務局に作成していただき、それを審議します。

(2) 横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 環境影響評価方法書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した

特に意見なし

イ 「補足資料」、「環境影響評価方法書についての意見の概要」について事業者が説明した。

【岡部委員】 補足資料2の青線で示された道路が今後整備され、コンテナ車は全てこの道路を通るとのことでしたが、具体的には臨港幹線道路から高速道

路等を通して目的地まで運搬することになるのでしょうか。

【事業者】 青色の部分からベイブリッジを渡る方向には国道 357 号線があります。あとは、首都高速道路を通りますと湾岸線や横浜環状北線があり、南の方には圏央道につながる横浜環状南線が整備される予定です。

市街地の一般道路にコンテナ車を流入させない計画を考えています。

【岡部委員】 一般道路にコンテナ車が流入しないので、埋立完了後の大気環境は評価項目として選定しないという判断でしょうか。

【事業者】 基本的には、埋立地の存在が埋立エリアの大気質に影響を与えるかどうかの評価を考えています。臨港幹線道路全体の大気質の影響を評価するということは考えていません。

【葉山副会長】 臨港幹線道路の計画図の東側が途切れているが、既に既存の道路があるということでしょうか。

【事業者】 既存の産業道路に接続することになっています。

【奥会長】 9 件の意見が提出されており、意見に対する事業者の見解は、準備書で示すところのご説明でしたが、現時点で回答できるものがあればお願いします。

【事業者】 基本的には準備書の中で回答していきたいと考えていますが、例えば、6 番の船舶の航行に支障があるのではないかとの意見についてですが、港湾計画の策定時に航路の安全性について検討しており、他の船舶に対する著しい支障はないと考えています。

7 番の景観については、完成予想において定点のフォトモンタージュを作成して眺望景観の変化の程度を把握するとともに、実行可能な範囲で回避・低減を図っていきたいと考えています。

8 番の海釣り施設のデータの必要性ですが、本牧海釣り施設の年間利用者数のデータを準備書に記載する予定です。

【奥会長】 4 番のデータの食い違いがあるという意見ですが、これはどういうことでしょうか。

【事業者】 4 番の意見は、具体的にどこのデータに食い違いがあるのかは判明しませんでした。ただ、このデータは既存資料の転記であり、数字の整合は取れていますので、事業者としては問題ないと考えています。

ウ 審議

特に意見なし

【奥会長】 次回はどのようになりますか。

【事務局】 検討事項一覧をお示しします。

資

- 料 ・平成29年度第8回（平成29年11月28日）審査会の会議録【案】
- ・中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価方法書に関する検討事項一覧 事務局資料
- ・中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価方法書に関する補足資料 事業者資料
- ・横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 環境影響評価方法書についての意見の概要 事業者資料
- ・横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 環境影響評価方法書に関する補足資料 事業者資料